

## 教 育 行 政 方 針

令和6年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、令和6年度の矢巾町教育行政方針を申し述べます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご支援を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

令和6年度は、第8次矢巾町総合計画・前期基本計画がスタートし、「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を基本理念とした施策を推進する年度であります。

教育委員会は、第8次矢巾町総合計画の基本理念の下、町が目指す3つの将来像実現のために策定した4つの施策の柱の1つ「誰1人取り残さない社会を目指すまちづくり」を担っております。

このような背景を踏まえ、教育委員会は第3期矢巾町教育振興基本計画を策定し、「時代を拓き次代につながるひとづくり」を基本理念・基本目標と定め、「ひとづくり」というキーワードで3つの基本方針を設定し、施策を推進することといたしました。

基本方針の1つ目は、「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」であり、8つの重点を掲げております。

重点の1つ目は、「就学前における教育・保育の質の向上」であります。

保育者が「幼児期の教育において育みたい資質・能力」についての理解を深めるとともに、保育者として身に付けたい資質等に係る研修の充実を図ります。また、幼児教育において育まれた資質・能力が継続して、小学校以降の学校教育につながるように幼保小の滑らかな接

続を推進してまいります。

重点の2つ目は、「確かな学力と個性を伸ばす教育の推進」であります。

小学校及び中学校の義務教育として行われる普通教育の目的を実現するために、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことにより、確かな学力を育成してまいります。

令和6年度はGIGAスクール構想にて整備した「1人1台端末」に加え、新たに中学校へ「1教室1台、大型提示装置」を設置し、効果的なICT機器の活用が進むよう取り組みを進めてまいります。また、学習指導要領に準拠した標準学力検査（NRT）を導入し、知能検査とあわせて実施することで、1人1人の児童生徒の知能と学力の相関を可視化し、授業や学級経営改善を図ることにより、個別最適な学びの実現を図ってまいります。

重点の3つ目は、「豊かな心を育む教育の推進」であります。

道徳教育や人権教育などを一層充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動の体験を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、児童生徒に豊かな人間性と社会性を育ててまいります。

重点の4つ目は、「健やかな体を育む教育の推進」であります。

児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、児童生徒に望ましい食習慣と健康な体づくりにつながる食育などを一層充実させ、児童生徒が自らの心身の健康を育むことのできる基

礎的な素養の育成を図ってまいります。

具体的には岩手県教育委員会が推奨する「60（ろくまる）プラスプロジェクト」を効果的に運用し、望ましい食習慣や規則正しい生活習慣及び体力向上を図るほか、共同調理場施設の修繕及び更新を実施し、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、栄養教諭による各学校での食育指導を継続してまいります。

重点の5つ目は、「ふるさとの未来を支える教育の推進」であります。

少子高齢化、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応した教育や主権者としての自覚を培う教育、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を充実させ、これからの社会を生き抜く力、ひいてはふるさとの未来を支える力を育んでまいります。

重点の6つ目は、「多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実」であります。

特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、1人1人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育支援員、適応支援員等の配置を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図ってまいります。

また、「いじめ見逃し0（ゼロ）」を合言葉としたいじめへの対応や不登校などの学校不適応対策として、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、教育相談体制の充実を図り、個に応じた適切な対応に努めてまいります。

重点の7つ目は、「教員の資質向上と教育指導体制の充実」であります。

岩手県教育委員会が策定した「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を教員の成長段階に応じて備えるべき資質を目安として、その向上を図るため教職員研修を実施します。また、教職員が教材研究や児童生徒1人1人と向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革を進め、教職員への支援に取り組んでまいります。

重点の8つ目は、「学校教育環境の整備・充実」であります。

児童生徒が安全・安心して学習や生活ができる教育環境を提供するため、教材等の計画的な整備に努めるとともに、「矢巾町学校教育施設長寿命化計画」に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検を実施してまいります。

令和6年度においては、雨漏りが著しい学校施設について専門業者による調査を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境・体制の整備に努めてまいります。

基本方針の2つ目は、「学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり」についてであり、2つの重点を掲げております。

重点の1つ目は、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」であります。

学校や公民館などを拠点として地域の教育資源を結びつけ、多様な人々のネットワーク・協働体制を確立するとともに、社会総掛かりで子どもたちを健全に育み、将来にわたって地域を支え創造するひとづくりを目指してまいります。

また、令和2年度に設立した矢巾町学校運営協議会（コミュニテ

ィ・スクール)を充実させ、地域と学校が協働して子どもたちの9年間の育ちを一貫して見守り、育んでいくために、町民や保護者等が学校運営に参画しながら課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

重点の2つ目は、「家庭の教育力の向上及び青少年の健全育成の推進」であります。

核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、子育てに関して悩む保護者が増えてきていることが指摘されています。このため、家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるように支援してまいります。

特にも、昨今のスマートフォンなどの携帯型端末の不適切な利用による児童生徒の生活習慣の乱れや犯罪被害が危惧されるため、家庭内においても、その利用ルールづくりなど、親子で心を通わせる環境づくりを推進してまいります。

また、青少年の健全育成や教育振興運動につきましては、各地区子ども会や青少年団体などの団体活動を支援するとともに、子どもたちを「明るく 賢く たくましい子どもを育てよう」という教育振興運動の考えのもと、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が互いに連携し役割を果たせるよう取り組んでまいります。

基本方針の3つ目は、「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」であり、4つの重点を掲げております。

重点の1つ目は、「多様な学習機会の充実」であります。

多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、現代的課題等に対応

するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図ってまいります。

また、町民1人1人の関心に対応できるよう、自発的、自主的に学び、自己を高める意欲の向上につながる研修会、講座等の情報発信を積極的に推進し、町民の生涯学習活動への参加を促すとともに、「矢巾町史」を発刊し、次世代に本町の歴史と文化を継承してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ・レクリエーション環境の充実」であります。

「日本一健康な町やはば」の実現を図るため、町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

また、「スポーツのまち やはば」宣言並びに矢巾町スポーツ推進計画に基づき、スポーツを「する、みる、ささえる」ことで共に感動と喜びを分かち合い、健康で幸福な人生を目指し、町民の皆さまが町民スポーツ大会をはじめ、各種スポーツイベント及び各種競技大会などに関わり合える環境を整備してまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の推進」であります。

町民が優れた芸術作品の鑑賞や直接芸術文化活動に参加できる機会を提供するとともに、町民の自主的な芸術文化活動への取組や各種団体における後継者の育成を支援してまいります。

煙山小学校は、東日本学校吹奏楽大会に4回出場し、3回金賞を授賞しておりますし、全日本合唱コンクール全国大会においては、矢巾北中学校が6回出場し、令和3年度には金賞に輝き、県立不来方高等学校は15大会連続となる金賞を獲得するなど、「音楽のまち やは

ば」の象徴となっております。この「音楽のまち やはば」の理念に基づき、町内にいつでも音楽があふれるまちづくりを進めるため、田園ホールや町公民館を更新・修繕し、矢巾町音楽祭などの各種イベントを積極的に推進しながら、全国に向けて「音楽のまち やはば」の情報を発信するとともに、芸術団体の主体的な活動や、小中高校生の芸術・文化活動に対する支援に努め、芸術文化の更なる振興と活動の継続を促してまいります。

重点の4つ目は、「文化財の保護と活用」であります。

豊かな矢巾の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう定期的な企画展などを開催するとともに、文化財調査や国指定史跡徳丹城跡の復元整備、歴史民俗資料館や佐々木家曲家については、敷地北側の大型駐車場や多目的スペース等を含めた地元団体との協働により各種イベントを開催するなどの活用を進め、にぎわいの創出に寄与してまいります。また、郷土芸能は、先達の暮らしの文化伝承という大切な役割を担っていることから、発表する機会の提供や、後継者育成、記録保存により伝承活動を地域振興に結びつけ、継続的なまちづくりの視点から、保存団体や地域における伝承活動の活性化と郷土芸能の伝承と育成に努めてまいります。

最後に、第3期矢巾町教育振興基本計画の「その他」に記載しておりますとおり、「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」に則って、仮称「矢巾町立学校の再編整備計画」の策定について検討をしてまいります。

本町学校教育の大きな課題として、2040年から2050年の間

に町内3小学校の校舎が老朽化施設となること、町内4小学校の児童数に偏りがあること、不登校等の学校不適應児童生徒が年々増加傾向にあることなどから、教育委員会では昨年12月に「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」を策定しました。

令和6年度においては、仮称「矢巾町立学校の再編整備計画」に着手し取り組むこととしております。

以上、第3期矢巾町教育振興基本計画に沿って、令和6年度の矢巾町教育行政推進に関する基本的方向と主要な施策の概要について申し述べました。

教育委員会は令和6年度をスタートの年として、義務教育9年間を見通した新時代の義務教育を推進し、矢巾町の教育理念であり教育目標に定めた「時代を拓き次代につながるひとづくり」に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和6年度の教育行政方針といたします。